

京都市有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

平成25年11月1日

京都市長 門川 大作

1 入札物件

1号物件(更地)

所在 京都市西京区御陵大枝山町六丁目19番

地目 宅地

地積 1,503.42平方メートル

予定価格 149,300,000円

2 売却条件

現状のまま売却する。

その他の条件については、入札案内書にて確認すること。

3 入札日時

平成25年12月17日(火) 午後2時開始

(午後1時30分受付開始)

4 入札場所

京都市右京区役所5階大会議室

(京都市右京区太秦下刑部町12番地)

5 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

(1) 地方自治法第238条の3に規定する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定す

る暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

- (5) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

6 入札案内書の確認

入札希望者は、入札案内書の物件調書、市有財産売買契約書（案）の各条項及び入札物件の法令上の規制をすべて承知したうえで入札するものとする。

入札案内書は、次のとおり配布するほか、京都市ホームページに掲載する。

（掲載ページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000157644.html>）

(1) 配布期間

平成25年11月1日（金）から11月22日（金）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。配布場所の開庁（営業）時間内）

(2) 配布場所

ア 京都市行財政局財政部財産活用促進課及び京都市土地開発公社事務局
（市役所西庁舎3階）

イ 京都市上下水道局総務部総務課（上下水道局本庁舎3階）

ウ 市役所案内所（本庁舎1階及び北庁舎1階）

エ 各区役所及び支所の地域力推進室まちづくり推進担当

7 入札参加申込み

入札希望者は、受付期間内に、受付場所へすべての必要書類を持参しなければならない。

(1) 受付期間

平成25年11月1日（金）から11月22日（金）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課（市役所西庁舎3階）

(4) 必要書類

必要書類は、受付場所にて入手するほか、京都市ホームページに掲載の様式をダウンロードして使用すること。

（掲載ページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000157644.html>）

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書（入札参加資格等に関するもの）

ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）

エ 営業所所在地等報告書兼誓約書（法人の場合のみ）

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（法人の場合） 各1通

カ 住民票の写し及び印鑑登録証明書（個人の場合） 各1通

オ及びカは、入札日を基準として3箇月以内に発行されたもの

8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

9 入札の無効に関する事項

京都市市有地売却入札等取扱要綱第11条及び第17条の規定による。

京都市市有地売却入札等取扱要綱（抄）

（入札の無効事由）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき、又は第8条第2項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。

(2) 指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。

(3) 所定の入札書以外で入札したとき。

(4) 郵便により入札したとき。

(5) 入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。

(6) 予定価格を下回る額で入札したとき。

- (7) 他人の代理を兼ね，又は2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (9) 代理人が入札する場合において，入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- (10) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し，2枚以上の入札書で入札したとき。
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (12) 主要事項（入札金額，入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき，又は漏れているとき。
- (13) 鉛筆，シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (14) 入札金額以外の文字，数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 入札者が協定して入札をしたとき，その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (16) 入札関係職員の指示に従わないなど，入札会場の秩序を乱したとき。
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき。

（入札保証金の帰属）

第17条 落札決定後，原則20日以内で本市が定める日までに落札者が契約を締結しないとき（落札後，第3条に規定する入札参加資格を有しない者であることが判明し，失格したときを含む。）は，その落札は無効となり，入札保証金は，違約金として本市に帰属するものとする。

10 その他

(1) 現地見学会及び現地確認

現地見学会は，実施しない。

物件の引渡しは現状のまま行うので，入札に参加しようとする者は，必ず事前に，各自で現地を確認すること。

(2) 入札当日の受付

入札参加者は，入札会場で入札前（午後1時30分から受付開始）に受付を済ませなければならない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

(5) 契約の締結

本市と落札者の売買契約は、落札決定後、原則20日以内で本市が定める日までに、入札案内書の市有財産売買契約書（案）により締結するものとする。落札者が落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

(6) 売却代金の納入

落札者は、次のいずれかの方法で、売買代金を納入しなければならない。

ア 売買契約締結と同日に、売買代金の全額を一括納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、売買代金に充当される。

イ 売買契約締結と同日に契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する額を納入し、その後、契約締結の日から14日以内に売買代金と契約保証金の差額を納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当される。また、落札者が納入した契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納入があったときに売買代金に充当される。

(7) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市契約事務規則の定めるところによる。

（行財政局財政部財産活用促進課）